

○財務省告示第二百九十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年八月二十七日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年九月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第二百二十回）  
二 発行の根拠 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に  
の法律及びその  
に關する法律（平成二十二年法律第七号）第二十一条並びに  
特別会計に關する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）の価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした

三 振替法の適用等  
四 発行方法

格競争入札の募入の決定をした



八

最低額面金

五万円

ハ

九百十五億八百二十四万円

ロ

八百七十四億七千七百四万円

七

払込金

一兆二百一億六千四百五万円

ハ

で八十六億八千八百六十八万円

た利付国債について、額面金額

条第一項の規定に基づき発行し

特別会計に関する法律第四十六

百九十七億六千八百六十五万円

国債については、額面金額で二

項の規定に基づき発行した利付

八十万円、同法第六十二条第一

面金額で四千九百六十三億九百

九 振 額 替 単 位

十 十 一 行 行 日

ロ イ

十 十 三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額と  
の整数倍の金額によるものと  
す。〇  
平成二十二年八月二十七日

額 以 額 平  
面 上 面 成  
金 の 金 二  
額 そ 額 十  
百 れ 百 二  
円 ぞ 円 年  
に れ に 八  
つ の つ 月  
き 応 募 百 二  
百 募 価 十 十  
円 格 七 七  
七 十 十  
十 十 十  
八 錢

(一) 年 一  
は、募入六パーセント  
は、払込金の通  
式により規定する。期  
十号の規則する。日  
むものとする。日

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{68}{365}}$$

(二)  
に 係 行 時 におい、その利子  
る も の 所 得 税 が 泉 徴 収 さ れ  
口 座 記 載 又 は 記 録 さ れ る も



